

資料編

資料 1. 豊見城市子ども・子育て会議条例

豊見城市子ども・子育て会議条例

平成25年10月10日条例第28号
最終改正 令和5年3月13日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、豊見城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども応援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行後において最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成28年3月10日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第6号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月7日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月13日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料2 豊見城市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	へんな もりたか 平安名 盛孝	琉球大学キャリア教育センター教員対策講座 講師	会 長
2	きんじょう つとむ 金城 努	法人立園長会	副会長 (R6. 4. 1 より)
3	とうやま あつこ 當山 敦子	認可外保育園	委員 (前副会長)
4	ぎやす 座安 ゆかり	私立幼稚園	委員
5	あかみね けいこ 赤嶺 恵子	障がい児保護者団体	委員
6	こづか ゆうじ 小塚 雄次	学童クラブ関係団体	委員
7	おおしろ あ や の 大城 亜 弥 乃 (R6. 3. 29 まで)	認定こども園利用保護者	委員
	あかみね あゆみ 赤嶺 歩 (R6. 4. 1 より)	認定こども園利用保護者	
8	もとかわ えみ 本川 絵美 (R6. 3. 29 まで)	子育て支援センター利用保護者	委員
	きんじょう かずえ 金城 和恵 (R6. 4. 1 より)	子育て支援センター利用保護者	

(順不同・敬称略)

資料３．第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日 時		内容
令和６年 １月 23 日	令和５年度 第１回豊見城市子ども・子育て会議	豊見城市子ども・子育て会議への諮問 ・ 第二期子ども・子育て支援施策の実施状況について ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画策定の概要について ・ 第三期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和６年 ３月 27 日	第２回豊見城市子ども・子育て会議	・ 第二期事業計画点検・評価にかかる対応方針等について ・ 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
令和６年５月 29 日～６月 17 日		・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和６年 ７月 29 日	令和６年度 第１回豊見城市子ども・子育て会議	・ 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査結果について ・ 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和６年６月 30 日、７月 2 日		・ 保護者グループインタビューの実施
令和６年 10月 2 日	第２回豊見城市子ども・子育て会議	・ 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況について ・ 第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画の評価について
令和６年８月 19 日～11月 8 日		・ 子ども子育て関係施設ヒアリング調査の実施
令和６年 11月 26 日	第３回豊見城市子ども・子育て会議	・ 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和７年 １月 23 日	第４回豊見城市子ども・子育て会議	・ 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・ パブリックコメントについて
令和７年２月 7 日～２月 21 日		・ パブリックコメントの実施 (ＨＰ公開により実施：意見はありませんでした)
令和７年 ２月 27 日	第５回豊見城市子ども・子育て会議	・ パブリックコメント実施結果について ・ 豊見城市子ども・子育て会議からの答申(案)について
令和７年 ３月 17 日	豊見城市子ども・子育て会議	・ 豊見城市子ども・子育て会議からの答申

資料４．子ども・子育て会議への諮問文



豊ここ第776号

令和6年1月23日

豊見城市子ども・子育て会議

会長 平安名 盛孝 殿

豊見城市長 徳元 次人



諮 問

子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

諮問事項： 第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画の策定について

資料５．子ども・子育て会議からの答申文



令和７年３月１７日

豊見城市長 徳元 次人 殿

豊見城市子ども・子育て会議

会長 平安名 盛孝

第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和６年１月２３日付け豊ここ第７７６号により諮問のありましたみだしのことについて、
豊見城市子ども・子育て会議で慎重に審議しましたので答申します。

記

第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画
